

# 愛媛県報

発行 愛媛 場

第2978号

平成30年 5 月25日金曜日 第2978号

<b>♦</b>	Ħ	次	$\Diamond$			
	規	則				
愛媛県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正	する規則				(農地整備	請課) 409
	告	示				
落札者等の告示					(税務	務課) 410
医療機関の指定					(保健福祉	上課)410
施術機関の指定					( "	) 410
指定医療機関の休止の届出					( "	) 410
指定医療機関の廃止の届出					( "	) 411
介護機関(居宅介護事業者)の指定					( "	) 411
介護機関(介護予防事業者)の指定					( "	) 411
救急病院の協力申出					(医療対策	慧課) 411
大規模小売店舗の変更の届出の概要等					(経営支援	镁課) 411
農用地利用配分計画の認可申請				(農政課農地・	担い手対策	室) 412
解除予定保安林にする旨の通知					(森林整備	請課) 412
保安林の指定施業要件の変更に係る掲示					( "	) 412
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変	更の許可申請	青の概要.		(東予地方	局環境保全	注課) 413
建設業者の許可の取消し				(東予	地方局管理	里課) 413
開発行為に関する工事の完了				(中予地方	局建築指導	諄課) 413
道路の区域変更(県道上尾峠久万線)				(中予地方局久万高	原土木事務	所) 414
道路の供用開始( " )				( "		) 414
新たな土地改良事業の施行の認可				(南予地方	局農村整備	請課) 414
落札者等の告示				(警	察本部会計	計課) 414
道	選挙管理委員	員会告示	₹			
直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数				(選	<b>挙管理委員</b>	会) 414
衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に	関する収支執	6告書の	要旨の公表	(	"	) 415
	公営企業	公告				
PET-CTシステムの借入れ				(公営企業	管理局総務	孫課) 427

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

# ○愛媛県規則第32号

愛媛県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成30年 5 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

# 愛媛県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則(昭和45年愛媛県規則第28号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特別徴収金の徴収に係る土地の指定面積)	(特別徴収金の徴収に係る土地の指定面積)
第3条 条例第4条第4項に規定する知事の指定する面積は、次に	第3条 条例第4条第4項に規定する知事の指定する面積は、次に
掲げるものとする。	掲げるものとする。
(1) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる事業 (土地改良法	(1) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる事業

(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により行う <u>県営土地改良事業を除く。)</u>で同一事業主体が一連の事業計画 の下に行うものにあつては、10アール未満

(2) 省略

(特別徴収金の徴収の免除)

- **第4条** 条例第4条第4項に規定する知事が特別徴収金の納付の必 │ **第4条** 条例第4条第4項に規定する知事が特別徴収金の納付の必 要がないものとして承認する場合は、次の各号のいずれかに該当 する場合とする。
- (1) 省略
- (2) 第2条第1項第2号及び第3号に掲げる事業(土地改良法第 87条の3第1項の規定により行う県営土地改良事業を除く。) にあつては、地区内農業者の生活上若しくは農業経営上必要で 欠くことのできない業務に従事する者、農業協同組合、農事組 合法人、土地改良区、市町、その他の地方公共団体又は国の施 設の用に供する場合及び地区内農業者の農業経営上必要な施設 の用に供する場合(前号に該当する場合を除く。)

(3) 省略

で同一事業主体が一連の事業計画

の下に行うものにあつては、10アール未満

(2) 省略

(特別徴収金の徴収の免除)

- 要がないものとして承認する場合は、次の各号のいずれかに該当 する場合とする。
- (1) 省略
- (2) 第2条第1項第2号及び第3号に掲げる事業

にあつては、地区内農業者の生活上若しくは農業経営上必要で 欠くことのできない業務に従事する者、農業協同組合、農事組 合法人、土地改良区、市町、その他の地方公共団体又は国の施 設の用に供する場合及び地区内農業者の農業経営上必要な施設 の用に供する場合(前号に該当する場合を除く。)

(3) 省略

# 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

#### ○愛媛県告示第545号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年5月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務 の名称及び数量	契約に関する事務を 担当する機関の名称 及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏 名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約にした理由
県税オンラインシステム改 元対応改修業務	愛媛県総務部行財政改革局稅務課 愛媛県松山市一番町四 丁目4番地2	平成30年 5 月15日	日本電気株式会社松山支店 房 愛媛県松山市味酒町一丁目3番地	77 &68 ,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)第11条第1項第2号の規定による。

## ○愛媛県告示第546号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療 機関を次のように指定した。

平成30年 5 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
宇 都 宮 内 科	西予市野村町野村11号42 8番地	平成30年4月1日
隻手薬師石川眼科	東温市田窪1495番地 1	平成30年4月1日
狩江 あじき 医院	西予市明浜町狩浜 2 番耕 地1321番地第 4	平成30年4月1日
フロンティア薬局大洲中央 店	大洲市田口甲86番地 1 大洲中央ビル103号	平成30年5月1日

## ○愛媛県告示第547号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、 施術機関を次のように指定した。

平成30年5月25日

# 愛媛県知事 中 村 時 広

施	術	機	関	施		術		所	指	定
氏			名	名	称	所	在	地	年 月	日
武	村	敬	治	西参道整	骨院	四国中5 目12 - 1	央市三島中 4	中央二丁	平成3	30年 30日

## ○愛媛県告示第548号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定し た医療機関を次のように休止した旨の届出があった。

平成30年 5 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称				医療機関の所在地	休止年月日
中	中 尾 医 院		院	南宇和郡愛南町城辺甲22 31	平成30年 2 月24日
星	島整形	外 科 医	院	新居浜市庄内町四丁目 1 番57号	平成30年4月1日

# ○愛媛県告示第549号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成30年 5 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

	医療	機関の	名称		医療機関の所在地	廃止年月日
大	畑	皮	膚	科	宇和島市和霊元町一丁目 2番8号	平成30年 1 月15日
宇	都	宮	内	科	西予市野村町野村11号42 8番地	平成30年3月31日
隻	手 薬	師石	川眼	科	東温市田窪1495番地 1	平成30年 3 月31日
き 。	どおか	外科	・胃腸	科	大洲市長浜甲443番地 1	平成30年 3 月31日
清	家産	婦人	科医	院	大洲市東大洲88 - 3	平成30年3月31日

西予市国民健康保険狩江診 療所	西予市明浜町狩浜 2 番耕 地1321番地第 4	平成30年3月31日		
西予市国民健康保険高山歯 科診療所	西予市明浜町高山甲3656 番地	平成30年 3 月31日		
西予市国民健康保険俵津歯 科診療所	西予市明浜町俵津 3 番耕 地228番地	平成30年3月31日		
中 尾 医 院	南宇和郡愛南町城辺甲22 31	平成30年3月31日		
フロンティア薬局宇和れん げ店	西予市宇和町永長125番 地 1	平成30年3月31日		
森歯科医院	西条市大町1494 - 1	平成30年3月31日		
山 下 医 院	西宇和郡伊方町三崎1406	平成30年3月31日		
上島町魚島国民健康保険診 療所	越智郡上島町魚島一番耕 地1362番地 1	平成30年4月30日		

## ○愛媛県告示第550号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。 平成30年5月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の 名	主たる事務所の所在地	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所	指定年月日
有限会社 蝶野	新居浜市北新町1番1号	さくら薬局今治店	今治市共栄町二丁目 2 1	平成30年4月1日

# ○愛媛県告示第551号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。 平成30年5月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護	主たる事務所の	介護 予防事業	を 行 う 事 業 所	<b>**</b> 中 年 日 口	
予防事業者)     の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	指定年月日	
有限会社 蝶野	新居浜市北新町1番1号	さくら薬局今治店	今治市共栄町二丁目 2 1	平成30年4月1日	

## ○愛媛県告示第552号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定による救急病院である。

平成30年5月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称	所	在	地	開設者名	認 定 の 有効期限
医療法人沖縄徳 洲会宇和島徳洲 会病院		宇和島番24号	市住吉町 2	丁目6	医療法人沖縄徳 洲会	平成33年 5月20日 まで

# ○愛媛県告示第553号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年5月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
D C Mダイキ周桑店	西条市周布750番地 1外	駐車場の収容台数	300台	248台	平成31年 1月12日	平成30年 5 月11日

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

#### ○愛媛県告示第554号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) 第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひ め農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課 農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供す

平成30年5月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者						賃借権の設定等を受ける土地		
氏	氏名又は名称 住 所			所	所在及び地番	面積 ( m² )		
	農事組合法人 增穗生産組合 愛媛県宇和島市津島 町増穂内472番地 1					愛媛県宇和島市津島 町増穂丙1153番 1	3 834	
岡	本	耕	明	愛媛県西河山田1839番		愛媛県西予市宇和町 山田598番 1 ほか 5 筆	25 261	

#### 2 申請年月日

平成30年5月14日

#### ○愛媛県告示第555号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林 法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30年5月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1(1) 解除予定保安林の所在場所

宇和島市野川字滑床山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

宇和島市野川字滑床山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第556号

保安林の指定施業要件の変更(平成30年4月愛媛県告示第400号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を西条市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年 5 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不分明又は所 在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備考
西条市大保木字平野丙50 の 5	西条市大保木 9 号72 伊藤俊雄	森林所有者
西条市大保木字恵己54	II .	"
西条市大保木字恵己55	西条市大保木 9 号72 伊藤晴	II .

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# ○愛媛県告示第557号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造 等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年5月25日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社志賀商店

西条市今在家921番地

代表取締役 原 真知

2 事業場の名称及び所在地

株式会社志賀商店

西条市今在家921番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第17 号

4 変更しようとする事項の内容

汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量並びに用水及び 排水の系統

- 5 汚水等の処理施設に関する事項
- (2) 処理施設(B)

	变	更前	变	更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 755 最大 940	通常 755 最大 940	通常 757 最大 944	通常 757 最大 944

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の 値並びに汚水等の1日当たりの量

# (1) No. 1 工場排水口

	項	目	変	更	前	変	更	後
汚水等の1日	通常	755		通常	757			
(単位 立方	最大	940		最大	944			

(2) No. 2 工場排水口 変更なし

(3) №.5 浄化槽排水口

汚水等の汚		目	变	更	前	变	更	後
染状態の値	が素イオン 濃度(水素 指数)	(水素	1	5 & ~ 5 & ~				
	要求量   位   トルに	り酸素 量(リッき) ブラム)	通常最大					
	浮遊物質 (単位 リットル つきミリ ラム)	立 1 - ルに ミリグ	通常最大					
	(単位リット	含有量 立 1 〜ルに ミリグ )	通常最大			廃止		
	(単位リット	含有量 立 1 〜ルに ミリグ )						
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)			2				

備考 この他に雨水排水口が2箇所ある。

# ○愛媛県告示第558号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成30年5月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 26)第8601号	平成27年 1月5日	新居浜商会	臼杵 行雄	新居浜市江口町18 - 48	平成30年 4月5日	熱絶縁工事業	建設業の廃止
(般 - 28)第17844号	平成29年 1月17日	ガステック(株)	久次米 豊	西条市周布1070 - 2	平成30年 4月10日	管工事業	建設業の廃止
(般 - 26)第16593号	平成26年 11月20日	泉建築	泉 和義	西条市樋之口43 - 3	平成30年 4月23日	建築工事業	建設業の廃止

#### ○愛媛県告示第559号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成30年5月25日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
30中局建(開)第4号 平成30年5月15日	伊予郡松前町大字中川原字広末669番 1、669番 6	松山市南梅本町8番地 ジュネスKUBOTA 602号 菊 本 幸 司 菊 本 真裕香

## ○愛媛県告示第560号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成30年5月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名甲4231番 1 地先から 同町二名甲4234番地先まで	旧	メートル 3.6~93	キロメートル 0.100	
<b>未</b> 追	工佬吓入刀級	上浮穴郡久万高原町二名甲4231番3から 同町二名甲4234番地先まで	新	7 2~13 4	0 .100	

## ○愛媛県告示第561号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成30年5月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路(	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	上月	尾峠久万	京線	上浮穴郡久万高 同町二名甲4234			n6				平成30年 5 月25日

#### ○愛媛県告示第562号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、 宇和海地区土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業 (維持管理)の施行を平成30年5月17日認可した。 平成30年5月25日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

## ○愛媛県告示第563号

次のとおり落札者を決定した。 平成30年5月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
交通管制センター、サブセンター等 設備保守業務の委託	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町2番地2	平成30年 3 月29日	住友電エシステムソリューション株式会社大阪支社 大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2番4号	56 ,700 ,000円	一般競争入札	平成30年 2 月16日

## 選挙管理委員会告示

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成30年5月25日

#### 愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚岩男

- 1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき 選挙権を有する者の数
  - (1) 選挙権を有する者の総数

1 ,175 ,550

- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
- 23 ,511
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1

を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して

得た数

246 ,944

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選	挙 区	〕別	選挙権を有する者の総数	同左の3か上のでは、 の1の形では、 が上では、数ににのができるでは、 が上では、数ににのができるでは、数ににものができるでは、数ににものできません。 がの1を定するできません。 がの1を定するできません。 がの2とができません。 で得た数)
伊	予	郡	43 ,940	14 ,647
南	宇和	郡	19 <i>4</i> 23	6 <i>4</i> 75
松山市	市・上氵	孚穴郡	438 <i>4</i> 65	139 ,745
今治	市・起	と 智 郡	141 ,925	47 ,309

宇和島市・北宇和郡	79 ,331	26 ,444
八幡浜市・西宇和郡	38 ,660	12 ,887
新 居 浜 市	100 ,963	33 ,655
西 条 市	92 ,399	30 ,800
大洲市・喜多郡	52 ,173	17 ,391
伊 予 市	31 ,679	10 ,560
四国中央市	74 ,747	24 ,916
西 予 市	33 ,647	11 216
東 温 市	28 ,198	9 400
-		

#### ○愛媛県選挙管理委員会告示第21号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。 平成30年5月25日

- 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, -

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

# 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年10月22日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

 愛媛県第1区
 24 916 200円

 愛媛県第2区
 25 ,172 ,900円

 愛媛県第3区
 23 ,136 200円

 愛媛県第4区
 23 ,064 ,700円

- 3 報告書の要旨
- (1) 愛媛県第1区

								$\overline{}$	
候補者氏名	石 本 憲 一	候補者届出政党	日本共	日本共産党		平成29年10月8日から 第1	同公		
出納責任者氏名	植 木 正 勝					平成29年10月8日まで ポー	凹刀		
収入				支出	<u> </u>				
主たる寄附			!	人件費		0円	9 (	0円	3)
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費		24 ,000	(	0	)
日本共産党中予地区委員	員会		18 480円	選挙事	事務所費	24 ,000	(	0	)
日本共産党愛媛県委員会	会		12 ,000	集合会	会場費	0	(	0	)
				通信費		0	(	0	)
			;	交通費		0	(	0	)
			į	印刷費		569 250	(	0	)
			;	広告費		65 ,880	(	0	)
			İ	文具費		0	(	0	)
				食糧費		0	(	0	)
その他の寄附		0 件	0	休泊費		0	(	0	)
その他の収入			0	雑 費		0	(	0	)
今 回 計			30 <i>4</i> 80	今 回	計	659 ,130	(	0	)
総計			30 <i>4</i> 80	総	計	659 ,130	(	0	)
		項	目			金	客	額	
選挙運動用通常葉書の作成							192	500	円

	ビラの作成				
	ポスターの作成	376 ,750円			
支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	27 ,000円			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	32 400円			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円			
	計	628 650円			

候補者氏名	塩 崎 恭 久	候補者届出政党	自由民主党	期間	平成29年 9 月28日から	第1回分
出納責任者氏名	小 泉 泰 方			<b>州</b>	平成29年12月12日まで	第2回分

収入       支出         主たる寄附       人件費       1 292 000円 (0円)         (氏名・団体名)       (職業)       (寄附額)       家屋費       5 ,332 ,114 (00)         自由民主党       15 ,000 ,000円       選挙事務所費       4 ,719 ,970 (0)       0)         日本医師連盟       1 ,000 ,000       集合会場費       612 ,144 (0)       0)         日本商工連盟       100 ,000       通信費       3 ,042 549 (0)       0)         大阪土地家屋調査土政治連盟       50 ,000       交通費       665 ,836 (0)       0)         四国税理土政治連盟愛媛県支部       500,000       印刷費       1 ,816 ,594 (0)       0         日本精神科病院政治連盟       2 ,000 ,000       広告費       2 ,433 ,372 (0)       0         愛媛県中外企業政治協議会       30 ,000       食糧費       435 ,332 (0)       0         全国珠算教育普及政治連盟       20 ,000       休泊費       0 (0)       0
(氏名・団体名)       (職業)       (寄附額)       家屋費       5,332,114 (00)       0)         自由民主党       15,000,000円       選挙事務所費       4,719,970 (00)       0)         日本医師連盟       1,000,000       集合会場費       612,144 (00)       )         日本商工連盟       100,000       通信費       3,042,549 (00)       )         大阪土地家屋調査土政治連盟       50,000       交通費       665,836 (00)       )         四国税理土政治連盟愛媛県支部       500,000       印刷費       1,816,594 (00)       )         日本精神科病院政治連盟       2,000,000       広告費       2,433,372 (00)       )         愛媛県珠算普及政治連盟       30,000       文具費       123,618 (00)       )         愛媛県中小企業政治協議会       30,000       食糧費       435,332 (00)       )         全国珠算教育普及政治連盟       20,000       休泊費       0 (00)       )
自由民主党 15 000 000円 選挙事務所費 4 719 970 ( 0 ) 日本医師連盟 1 000 000 集合会場費 612 144 ( 0 ) 日本商工連盟 100 000 通信費 3 042 549 ( 0 ) 大阪土地家屋調査士政治連盟 50 000 交通費 665 836 ( 0 ) 四国税理士政治連盟愛媛県支部 500 000 印刷費 1 816 594 ( 0 ) 日本精神科病院政治連盟 2 000 000 広告費 2 433 372 ( 0 ) 愛媛県珠算普及政治連盟 30 000 文具費 123 618 ( 0 ) 愛媛県中小企業政治協議会 30 000 食糧費 435 332 ( 0 ) 全国珠算教育普及政治連盟 20 000 休泊費 0 ( 0 )
日本医師連盟 1,000,000 集合会場費 612,144 ( 0 ) 日本商工連盟 100,000 通信費 3,042,549 ( 0 ) 大阪土地家屋調査士政治連盟 50,000 交通費 665,836 ( 0 ) 四国税理士政治連盟愛媛県支部 500,000 印刷費 1,816,594 ( 0 ) 日本精神科病院政治連盟 2,000,000 広告費 2,433,372 ( 0 ) 愛媛県珠算普及政治連盟 30,000 文具費 123,618 ( 0 ) 愛媛県中小企業政治協議会 30,000 食糧費 435,332 ( 0 ) 全国珠算教育普及政治連盟 20,000 休泊費 0 ( 0 )
日本商工連盟       100,000       通信費       3,042,549 (0)       0)         大阪土地家屋調査士政治連盟       50,000       交通費       665,836 (0)       0)         四国税理土政治連盟愛媛県支部       500,000       印刷費       1,816,594 (0)       0)         日本精神科病院政治連盟       2,000,000       広告費       2,433,372 (0)       0)         愛媛県珠算普及政治連盟       30,000       文具費       123,618 (0)       0)         愛媛県中小企業政治協議会       30,000 食糧費       435,332 (0)       0)         全国珠算教育普及政治連盟       20,000       休泊費       0 (0)       0)
大阪土地家屋調査士政治連盟       50,000       交通費       665,836 ( 0 )         四国税理士政治連盟愛媛県支部       500,000       印刷費       1,816,594 ( 0 )         日本精神科病院政治連盟       2,000,000       広告費       2,433,372 ( 0 )         愛媛県珠算普及政治連盟       30,000       文具費       123,618 ( 0 )         愛媛県中小企業政治協議会       30,000       食糧費       435,332 ( 0 )         全国珠算教育普及政治連盟       20,000       休泊費       0 ( 0 )
四国税理士政治連盟愛媛県支部       500,000       印刷費       1,816,594 ( 0 )         日本精神科病院政治連盟       2,000,000       広告費       2,433,372 ( 0 )         愛媛県珠算普及政治連盟       30,000       文具費       123,618 ( 0 )         愛媛県中小企業政治協議会       30,000       食糧費       435,332 ( 0 )         全国珠算教育普及政治連盟       20,000       休泊費       0 ( 0 )
日本精神科病院政治連盟     2,000,000     広告費     2,433,372     (00)       愛媛県珠算普及政治連盟     30,000     文具費     123,618     (00)       愛媛県中小企業政治協議会     30,000     食糧費     435,332     (00)       全国珠算教育普及政治連盟     20,000     休泊費     0 (00)
愛媛県珠算普及政治連盟     30,000     文具費     123,618 ( 0 )       愛媛県中小企業政治協議会     30,000     食糧費     435,332 ( 0 )       全国珠算教育普及政治連盟     20,000     休泊費     0 ( 0 )
愛媛県中小企業政治協議会     30,000     食糧費     435,332 ( 0 )       全国珠算教育普及政治連盟     20,000     休泊費     0 ( 0 )
全国珠算教育普及政治連盟 20 ,000 休泊費 0 ( 0 )
1 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
全国中小企業政治協会 70,000 雑 費 282,660 ( 0 )
全国旅館政治連盟 200,000
日本弁護士政治連盟 100,000
愛媛県医師連盟 1,100,000
愛媛県社会保険労務士政治連盟 100,000
全国美容政治連盟 500,000
日本公認会計士政治連盟 1,000,000
日本小児科医連盟 30,000
松山市医師連盟 1,000,000
愛媛県農政同志会 150,000
全国公衆浴場業政治連盟 200,000
全国商店街政治連盟 50,000
全国土地家屋調査士政治連盟 100,000
全日本不動産政治連盟 200,000
愛媛県歯科医師連盟 300,000
全国美術商懇話会 200 ,000
全国社会保険労務士政治連盟 300,000

日本薬業政治連盟		500 ,000		
日本酪農政治連盟		100 ,000		
全国理容政治連盟中央会		200 ,000		
日本薬剤師連盟		500,000		
日本歯科医師連盟		500,000		
豊田剛	会 社 員	50 ,000		
その他の寄附	0 件	0		
その他の収入		0		
今 回 計	26	6 ,180 ,000	今 回 計	15 424 075 ( 0 )
総計	26	6 ,180 ,000	総計	15 424 075 ( 0 )
		<u> </u>		

	項   目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	162 ,000円
	ビラの作成	476 ,000円
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	596 ,160円
文山のプラ公員貝担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164 ,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207 ,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	79 450円
	計	1 ,686 ,410円

報告書受理年月日	平成29年11月 2 日	第 1 回 報 告 分
拟口目又注千万口	平成29年12月19日	第2回報告分

候補者氏名	富永喜代	候補者届出政党	希望	の党	- 期 間	平成29年9月25日から 第1回分
出納責任者氏名	林 英郎				<b>利 利</b>	平成29年12月10日まで 第2回分
収入				支占	出	
主たる寄附				人件費		1,075,800円( 0円)
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費		2 896 224 ( 0 )
			0円	選挙	事務所費	2 832 547 ( 0 )
				集合名	会場費	63 ,677 ( 0 )
				通信費		78 ,068 ( 0 )
				交通費		107 ,404 ( 0 )
				印刷費		2 ,073 ,556 ( 0 )
				広告費		1 ,145 ,625 ( 0 )
				文具費		25 ,637 ( 0 )
				食糧費		299 ,305 ( 0 )
その他の寄附		0 件	0	休泊費		222 428 ( 0 )
その他の収入			7 ,000 ,000	雑 費		551 212 ( 0 )

平成30年 5	月25日	愛媛	県	報		第2978号
今 回 計			7 ,000 ,000	今回	計	8 475 259 ( 0 )
総計			7 ,000 ,000	総	計	8 ,475 ,259 ( 0 )
		項	目	1		金額
	選挙運動用通常葉書	の作成				269 &50円
	ビラの作成					475 <i>4</i> 00円
	ポスターの作成	ポスターの作成				
支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及	び看板の類の作成				164 ,742円
	選挙運動用自動車等	<b>€の立札及び看板の類の</b>	作成			207 ,968円
	個人演説会の立札及	び看板の類の作成				198 ,180円
			計			2 ,460 ,846円
報告書受理年月日			9年11月6日		第 1 回 報第 2 回 報	
(2) 愛媛県第2区		Ι			Ι	
候補者氏名	一 色 一 正 候補者届出政党 日 本 共 産 党 期 間 平成29年10月					
出納責任者氏名    中	中 尾 暁 子				平成29年10月	]8日まで 30.03
収入				支	Ħ	
主たる寄附				人件費		0円(0円)
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費		24,000 ( 0 )
日本共産党東予地区委員会	•		621 ,140円	選挙	事務所費	24,000 ( 0 )
高市成方		無職	12 ,000	集合	会場費	0 ( 0 )
				通信費		0 ( 0 )
				交通費		0 ( 0 )
				印刷費		551,900 ( 0 )
				広告費		57 240 ( 0 )
				文具費		0 ( 0 )
				食糧費		0 ( 0 )
その他の寄附		0 件	0	休泊費		0 ( 0 )
その他の収入			0	雑 費		0 ( 0 )
今 回 計			633 ,140	今回	計	633 ,140 ( 0 )
総計			633 ,140	総	計	633 ,140 ( 0 )
		項	目	!		金額
	選挙運動用通常葉書	の作成				0円
	ビラの作成					0円

候補者氏名

西岡

新

支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	0円
又山のプラ公員員担相当館	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	0円

報告書受理年月日	平成29年11月 6 日	第 1 回 報 告 分

日本維新の会

候補者届出政党

候 補 者 比 名	西		新	候補者届出 <b>以</b> 党	日本維制	かの会	期間	平成29年10月7日から 第1	回分		
出納責任者氏名	安永	k 副	美				税	平成29年11月8日まで 第1	凹刀		
収 入						支 出	4				
主たる寄附						人件費		332 ,000F	9 (	0円	3)
(氏名・団体名)				(職業)	(寄附額)	家屋費		35 ,200	(	0	)
安永副美				会 社 員	四000,000	選挙事	<b>幕務所費</b>	35 ,200	(	0	)
沼 崎 守 文				神 職	30 ,000	集合会	法場費	0	(	0	)
						通信費		0	(	0	)
						交通費		17 ,400	(	0	)
						印刷費		1 ,939 ,000	(	0	)
						広告費		1 ,181 ,225	(	0	)
						文具費		45 ,739	(	0	)
						食糧費		47 ,305	(	0	)
その他の寄附				0 件	0	休泊費		0	(	0	)
その他の収入					953 <i>4</i> 89	雑 費		0	(	0	)
今 回 計					1 <i>2</i> 83 <i>4</i> 89	今 回	計	3 597 869	(	0	)
総計					1 283 489	総	計	3 597 869	(	0	)

	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	266 ,000円
	ビラの作成	476 ,000円
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	987 ,000円
又山のブラム貝貝に作当時	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164 ,700円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207 600円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198 ,500円
	計	2 299 800円

報告書受理年月日		平成29	9年11月 9 日		第 1 回 報	告 分		
候補者氏名	村 上 誠一郎	候補者届出政党	自由民	主党	平成29年9月	328日から 第1回分 第2回分 321日まで 第3回分		
出納責任者氏名	長 野 靖 雄				半成29年12月	21日まで 弗3四万		
収入				支 出	±			
主たる寄附				人件費		1 227 ,100円 ( 0円 )		
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費		1 ,191 ,744 ( 0 )		
自由民主党愛媛県第二選挙	区支部		5 ,000 ,000円		事務所費	1 ,191 ,744 ( 0 )		
				集合会	<sup>3</sup> 場費	0 ( 0 )		
				通信費		68 496 ( 0 )		
				交通費 印刷費		51 ,470 ( 0 ) 1 ,911 ,218 ( 0 )		
				い例質		1 ,911 ,218 ( 0 ) 1 ,145 ,863 ( 0 )		
				文具費		175,072 ( 0 )		
				食糧費		111 ,862 ( 0 )		
その他の寄附		0 件	0	休泊費		179 ,500 ( 0 )		
その他の収入			3 ,000 ,000	雑 費		791 ,715 ( 0 )		
今 回 計			000, 000, 8	今 回	計	6 ,854 ,040 ( 0 )		
総計			000, 000, 8	総	計	6 ,854 ,040 ( 0 )		
		項	<u>;</u>			金額		
	選挙運動用通常葉書の作成					269 ,850円		
	ビラの作成					476 ,000円		
十山のユナハ弗色切切出節	ポスターの作成					1 ,165 ,368円		
支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成					329 <i>4</i> 84円		
	選挙運動用自動車等	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成						
	個人演説会の立札及	び看板の類の作成				198 ,625円		
			計			2 ,647 ,295円		
	<del></del>							
報告書受理年月日			9年11月6日		第1回報			
報 百 青 文 珪 平 月 口		平成29年12月1日 第 2 回 平成29年12月27日 第 3 回			第 3 回 報			
候補者氏名	横 山 博 幸	候補者届出政党	希望の	D 党	<b>平成29年10月</b>			

1 70000 1 0 7				) s=s, o j
収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	1 053 600円 ( 0円)
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	359 200 ( 0 )
		0円	選挙事務所費	359 200 ( 0 )
			集合会場費	0 ( 0 )
			通信費	1 280 ( 0 )
			交通費	108 ,728 ( 0 )
			印刷費	1 ,904 ,000 ( 0 )
			広告費	737 ,111 ( 0 )
			文具費	972 ( 0 )
			食糧費	27 ,158 ( 0 )
その他の寄附	0件	0	休泊費	0 ( 0 )
その他の収入		1 ,562 ,331	雑費	3 482 ( 0 )
今 回 計		1 ,562 ,331	今 回 計	4 ,195 ,531 ( 0 )
総計		1 562 331	総計	4 ,195 ,531 ( 0 )

	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	269 500円
	ビラの作成	476 000円
士山のミナハ連会切ね火炬	ポスターの作成	1 ,152 ,200円
支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	329 400円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207 600円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198 500円
	計	2 633 200円

報告書受理年月日 平成29年11月2日 第 1 回 報 告 分
---------------------------------

# (3) 愛媛県第3区

候補者氏名	國 田		候補者届出政党	日本共	産党	明 明 平成29年10月8日から 第1回4		= 1/			
出納責任者氏名	山 地	美知一			期 間 平成29年10月8日まで 第1[		<b>お</b> Ⅰ□	四分			
収入					支出	Н					
主たる寄附					人件費			0円	(	0円	3)
(氏名・団体名)			(職業)	(寄附額)	家屋費		12 ,	000	(	0	)
日本共産党東予地区委	員会			663 ,620円	選挙事	事務所費	12 <u>,</u>	000	(	0	)
					集合会	会場費		0	(	0	)
					通信費			0	(	0	)
					交通費		1 ,7	700	(	0	)
					印刷費		553 5	40	(	0	)
					広告費		98 2	280	(	0	)
					文具費			0	(	0	)

		食糧費 0 ( 0	)
その他の寄附	0 件	0 休泊費 0 ( 0	)
その他の収入		0 雑費 0 ( 0	)
今 回 計	663 ,63	3,620 今回計 663,620 ( 0	)
総計	663 ,63	3 620 総計 663 620 (0	)

	項   目	金	額
	選挙運動用通常葉書の作成		0円
	ビラの作成		0円
士山のミナハ弗会セロツ類	ポスターの作成		0円
支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円
	計		0円

報告書受理年月日	平成29年11月6日	第 1 回 報 告	分
----------	------------	-----------	---

候補者氏名	白 石 寛 樹	候補者届出政党	自由民主党	- 期 間	平成29年8月22日から 第1回分
出納責任者氏名	   篠 原 敦 史	敦 史		知問	平成29年10月21日まで ポーロガ
収入			支出	±	2 247 422 H (

収 入			支 出		
主たる寄附			人件費	2 ,347 ,100円 (	0円)
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	2 440 453 (	0 )
自由民主党愛媛県第三選挙区支部		円000, 000, 8	選挙事務所費	2 440 453 (	0 )
伊 藤 敦 夫	会 社 員	120 ,000	集合会場費	0 (	0 )
兵 頭 直 樹	会 社 員	120 ,000	通信費	0 (	0 )
貞 弘 和 孝	会 社 員	120 ,000	交通費	97 ,439 (	0 )
野田良将	会 社 員	120 ,000	印刷費	1 ,685 ,600 (	0 )
尾松真実	会 社 員	120 ,000	広告費	555 ,461 (	0 )
			文具費	0 (	0 )
			食糧費	107 ,850 (	0 )
その他の寄附	0 件	0	休泊費	0 (	0 )
その他の収入		0	維費	18 🗚12 (	0 )
今 回 計		000, 000, 8	今 回 計	7 252 315 (	0 )
総計		000, 000, 8	総計	7 252 315 (	0 )
		!			

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	262 500円
ビラの作成	476 000円

支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	945 ,000円		
又山のフラ公貝貝担相当館	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160 ,164円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202 ,192円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193 ,105円		
	計	2 238 ,961円		

報告書受理年月日	平成29年11月 6 日	第 1 回 報 告 分	

候補者氏名	白石洋一	候補者届出政党	希望の党	期間	平成29年 9 月 1 日から	第 1 回分 第 2 回分 第 3 回分
出納責任者氏名	叶 谷 信 之			別り	平成29年12月13日まで	第3回分

収入			支 出		
主たる寄附			人件費	1 ,671 ,000円 (	0円)
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	858 ,616 (	0 )
民進党愛媛県第3区総支部		5 ,000 ,000円	選挙事務所費	846 ,816 (	0 )
民進党本部		5 ,000 ,000	集合会場費	11 ,800 (	0 )
			通信費	0 (	0 )
			交通費	352 ,950 (	0 )
			印刷費	930 ,000 (	0 )
			広告費	2 ,536 ,170 (	0 )
			文具費	231 547 (	0 )
			食糧費	319 ,896 (	0 )
その他の寄附	0 件	0	休泊費	119 ,490 (	0 )
その他の収入		0	雑 費	2 ,376 (	0 )
今 回 計		10 ,000 ,000	今 回 計	7 ,022 ,045 (	0 )
総計		10 ,000 ,000	総計	7 ,022 ,045 (	0 )

	項  目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	234 ,500円
	ビラの作成	413 000円
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	517 ,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	150 ,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	75 ,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198 ,180円
	計	1 ,587 ,680円

平成29年11月6日 第 1 回 報 告 分 報告書受理年月日 平成29年11月19日 第 2 回 報 告 分 平成29年12月19日 第 3 回 報 告 分

所属党派 本 人 届 出 候補者氏名 森田浩二 平成29年8月25日から 第1回分 平成29年10月28日まで 出納責任者氏名 山 本 仁 美 収 入 支 出 0円(0円) 主たる寄附 人件費 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 家屋費 102 ,230 ( 0 ) 幸福実現党新居浜後援会 668 979円 選挙事務所費 102 230 ( 0 ) 上原正照 開業医 1 500 ,000 集合会場費 0 ( 0 ) 安 封 昴 雄 自営業 200 ,000 通信費 0 ( 0 ) 1 ,000 ,000 交通費 高 橋 美 恵 公務員 0 ( 0 ) 987 490 ( 0 ) 坂 本 隆 一 建設業 1 ,000 ,000 印刷費 三 木 菜美子 医 師 100 ,000 広告費 72 ,389 ( 0 ) 畄 周平 自営業 15 ,000 文具費 0 ( 0 ) 食糧費 0 ( 0 ) その他の寄附 0件 0 休泊費 60,322 ( 0 ) 13 ,353 ( 0 ) その他の収入 0 雑 費 今 回 計 4 483 979 今 回 計 1 235 ,784 ( 0 ) 総 4 483 979 1 235 ,784 ( 0 ) 計 総 計

	· 項 目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日 平成29年11月6日 第 1 回 報 告 分

## (4) 愛媛県第4区

候補者氏名	桜 内 文 城	候補者届出政党	希望の党	平成29年9月29日から 期間 第1回分
出納責任者氏名	土 居 通 興			<sup>朔 囘</sup> 平成29年10月27日まで <sup>第 1 回 刃</sup>

1,0000 1 0 7 3 2 5 1		-		7 2=3,03	
収 入			支 出		
主たる寄附			人件費	1 ,245 ,000円 (	0円)
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	156 ,148 (	0 )
大功会		7 053 548円	選挙事務所費	53 ,548 (	0 )
日本公認会計士政治連盟		1 ,000 ,000	集合会場費	102 ,600 (	0 )
中 山 恭 子	参議院議員	1 ,000 ,000	通信費	0 (	0 )
本 郷 孔 洋	公認会計士	200 ,000	交通費	0 (	0 )
菅 原 正 明	公認会計士	300 ,000	印刷費	1 ,957 ,508 (	0 )
			広告費	571 ,335 (	0 )
			文具費	0 (	0 )
			食糧費	59 210 (	0 )
その他の寄附	0 件	0	休泊費	231 250 (	0 )
その他の収入		0	雑費	8 ,762 (	0 )
今 回 計		9 553 548	今 回 計	4 229 213 (	0 )
総計		9 553 548	総 計	4 229 213 (	0 )

	<u> </u>	
	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	269 850円
	ビラの作成	476 000円
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	1 211 658円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164 ,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207 ,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198 625円
	計	2 528 843円

報告書受理年月日 平	平成29年11月6日 第 1	1 回 報 告 分
------------	----------------	-----------

候補者氏名	西井直	. <b>人</b>	候補者届出政党	日本共			平成29年10月6日から	第 1 同分			
出納責任者氏名	山本引	仏 志				703 1-3	平成29年10月30日まで	213 . 1			
収入					支 出	1					
主たる寄附					人件費			0円	) (	0P	3)
(氏名・団体名)			(職業)	(寄附額)	家屋費		100	,000	(	0	)
日本共産党南予地区委	員会			4 075 865円	選挙事	務所費	100	,000	(	0	)
					集合会	<b>涂場費</b>		0	(	0	)
					通信費			0	(	0	)
					交通費		26	,700	(	0	)
					印刷費		531	,800	(	0	)
					広告費		272	,800	(	0	)
					文具費		16	<i>4</i> 91	(	0	)

平成29年9月29日から 第1回分 期間 平成29年11月6日まで 出納責任者氏名 津 昌 新 雄 収 入 支 出 人件費 主たる寄附 1,717,000円(0円) (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 家屋費 228 ,180 ( 自由民主党愛媛県第四選挙区支部 6 500 000円 選挙事務所費 75 240 ( 0 ) 集合会場費 152 ,940 ( 0 ) 通信費 0 ( 0 ) 交通費 73 ,690 ( 0) 印刷費 1 ,960 ,902 ( 0 ) 広告費 1,555,604 ( 0 ) 文具費 0 ( 0 ) 食糧費 366 ,407 ( 0 ) その他の寄附 0件 休泊費 516 ,400 ( 0 ) その他の収入 0 雑 費 49 508 ( 0 ) 6 ,467 ,691 ( 0 ) 今 回 計 6 500 000 今 回 計 総 計 6 500 000 総 計 6 ,467 ,691 ( 0 )

項

選挙運動用通常葉書の作成

ビラの作成

目

自由民主党

候補者届出政党

候補者氏名

山本公一

金

額

269 850円

476 000円

支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	1 215 ,052円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164 ,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207 ,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625円
	<b>‡</b> †	2 532 237円

報告書受理年月日 平成29年11月6日 第 1 回 報 告 分

#### 公営企業公告

#### 〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年5月25日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

PET-CTシステムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

PET-CTシステム 1式

(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 借入物品の内容等 入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成31年3月1日から平成37年2月28日まで

(5) 借入場所

愛媛県立中央病院

(愛媛県松山市春日町83番地)

(6) 設置完了日

平成31年2月28日(木)

- (7) 入札方法
  - ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあっては、紙入札を行うことができる。
  - イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該 金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨 てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者 であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当 する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成30年度の製造の請負等に係る一般競争 入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該

#### 当する者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- 3 入札書の提出方法等
- (1) 提出書類及び入札書の提出方法電子入札システムによる。
- (2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所 愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。

http://www.pref.ehime.jp/h40180/e bid nyuusatsu/

- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限 平成30年6月29日(金)午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限

電子入札システムによる場合は、平成30年7月11日(水)から平成30年7月12日(木)までの電子入札システム稼動時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、7月12日は午後5時15分まで))。

紙入札による場合は、平成30年7月12日(木)午後5時15分まで。

(5) 開札の日時及び場所

平成30年7月13日(金)午前10時00分

愛媛県公営企業管理局会議室(愛媛県庁第二別館2階)

(6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 1000 内線4623

又は(089)912 2794

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程

第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成30年6月29日(金)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明 を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### (4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程 第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規 則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規 定による。

#### (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

# (8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Positron Emission Tomography Computed Tomography System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 5:15 p  $\mbox{\it m}$  ., 12 July 2018
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2794

平成30年 5 月25日 発行 428